

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案要綱

第一 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の廃止 (第一条関係)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)は、廃止すること。

第二 基礎年金拠出金に係る地方公共団体の負担割合の引上げ (第二条関係)

国は、別に法律で定めるところにより、地方公務員等共済組合法第百十三条第三項第二号に規定する基礎年金拠出金に係る負担に要する費用についての地方公共団体の負担の割合を段階的に引き上げ、平成二十年度末までにその割合を二分の一とするものとする。

第三 地方公務員等共済組合法等の一部改正 (第三条及び第四条関係)

一 退職共済年金等の受給権者が組合員である間における支給停止の見直し

退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が組合員である間における当該受給権者に対する支給停止

額について、それらの年金額の百分の二十に相当する金額を一律停止する現行の方式を改めること。

(法第八十一条及び第九十二条並びに六十年改正法附則第百四条及び第百八条関係)

二 育児休業等の期間に係る掛金の特例

1 育児休業等をしている組合員に対する掛金の免除

育児休業又は育児休業に準ずる措置による休業を取得している期間については、申出により、掛金を免除する期間を当該養育する子が三歳に達する日の属する月の前月までに延長することとする。

(法第百十四条の二第一項関係)

2 三歳未満の子を養育する組合員に対する掛金の特例

三歳未満の子を養育する組合員が部分休業等の承認を受けた場合等で給料の一部を受け取る月については、申出により、当該月に係る掛金のうち当該給料の一部に給料と掛金との割合を乗じて得た額を控除した額については徴収しないこととする。

(法第百十四条の二第二項関係)

三 事務費の負担の特例に関する規定の削除

平成十六年度における地方公務員共済組合の事務に要する費用の地方公共団体の負担の特例に関する

規定を削除すること。

(法附則第四十条の四関係)

四 その他の事項

退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止に関し地方公務員共済組合から年金保険者等に対し必要な資料の提供を求めることができることとする規定を整備すること。

(法第八十二条及び第九十三条並びに六十年改正法附則第一百条関係)

第四 その他

一 施行期日

(附則第一条関係)

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第三の四は平成十六年十月一日から、第三の一及び二は平成十七年四月一日から施行すること。

二 その他所要の規定を整備すること。

(注) 法・ 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)

六十年改正法・・地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）